

## 都市計画等の案の申出制度について

(都市基盤部都市政策課)

### 1 目的

地区計画は、住民の意見を反映し地区レベルできめ細かなまちづくりを進める住民に最も身近な都市計画である。

申出制度は、提案制度とは異なり都市計画法第16条第3項に基づき、条例制定により住民発意で都市計画の決定又は変更に係る案となるべき事項を申し出るものであり、都市計画の提案制度と合わせて住民が率先して申し出ることができるようにするため、条例に規定するものである。

### 2 申出制度の概要

都市計画の提案制度では、提案するための要件などが法に定められているが、地区計画の申出制度では申出の要件などは条例に委ねられている。

### 3 地区計画等の案の申出制度

項目	地区計画等の案の申出制度
申出できる者	住民又は利害関係人
申出の要件	条例に委ねられている。
申出ができる都市計画の種類	地区計画に限定
行政側の責務	特になし（ただし、事実上尊重されることが要請されている。）
その他	条例が制定されない限り申出をすることは不可能

### 4 地区計画の申出の要件

- (1) 提案の対象となる土地の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。
- (2) 法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合していること。

### 5 今後のスケジュール

2月 市議会（島田市地区計画等の案の作成手続きに関する条例の一部を改正する条例案の提出）

4月 4月1日施行

【参考】都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

（公聴会の開催等）

第16条 都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。

3 市町村は、前項の条例において、住民又は利害関係人から地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出る方法を定めることができる。